

滋賀県立高等専門学校施設整備事業 入札説明書等に関する質問および意見（第1回）への回答

- ・滋賀県立高等専門学校施設整備事業に関する質問および意見への回答を次のとおり公表します。
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字および表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

■入札説明書に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
1	(事業に供される公共施設の種類の種類)	2		2	(2)	イ				野洲市が河川防災ステーションの一部とありますが、学校活動以外で利用は想定されていますか？	グラウンドは高専が必要な時間に借用して使用する予定であり、それ以外の時間は学校活動以外の外部利用も想定されています。
2	施設構成の概要	5		2	(9)	イ				本施設に含まれない浸透池の管理は開業準備業務、維持管理業務の範囲外でしょうか。	開校準備業務、維持管理業務ともに事業用地内は対象範囲であり、浸透池は事業用地内のため、開校準備業務、維持管理業務の対象です。なお、浸透池については、目視確認などの日常的な維持管理業務を想定しています。
3	予定価格	16		4	(9)					貴法人の想定を満たす事業計画の作成、また各業務でどのくらいの経費縮減の余地があるのか適正に判断するため、予定価格の内訳（サービス購入料A-1～C-2）をお示し頂けますでしょうか。	予定価格の内訳は公表を致しません。
4	特別目的会社（SPC）の設立等	21		6	(4)					SPCの本社地は構成企業の事務所とすることは可能でしょうか？	SPCの本社所在地については、滋賀県内で本事業予定地外であれば、構成企業の事務所所在地とすることは構いません。
5	特別目的会社（SPC）の設立等	21		6	(4)					SPCの構成企業は株主になりますが、SPCの社員となる事が必要でしょうか	構成企業はSPCから担当する業務について請負または業務委託契約等の締結により担当業務を実施する必要がありますが、構成企業の社員をSPCの社員とすることは要求水準にしておりません。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	技術者育成・交流のハブとして地域産業・社会に貢献	2	第1	2	(2)	イ	(イ)			「技術を通じてあらゆる世代の人々が行き交い」とございませが、プライベートエリアでの公開イベント等の計画は具体的に想定されているものがあるのでしょうか。	現時点で具体的な想定はありません。本施設では、プライベートエリアは原則として本施設関係者以外の立入りを制限していますが、一般的に学校では、学祭やオープンキャンパス等のイベント、入学式等の式典などの際には、外部の方も来訪されるため、本施設でもこうした可能性が考えられます。
2	技術者育成・交流のための機能	3	第1	2	(2)	エ	(イ)			地域や産業界、行政機関と連携・協働とありますが、具体的な活動イメージをご教授ください。	滋賀県公式HPに掲載している「滋賀県立高等専門学校基本構想2.0(素案)」(本編)P15～P17をご参照ください。 【URL】 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kousen/331960.html
3	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					プライベートエリアについては、地域住民等の立ち入りは制限するとありますが、物理的な囲障などを設ける必要はありますか？	プライベートエリアの前面道路側および国有地側の外縁部については、物理的な囲障の設置等が必要です。一方で、プライベートエリアとセミパブリックエリアの境目については、外部利用者の流入を抑制するために、立て看板の配置のみならず、植栽・囲障の計画、通用口・通路の設置等の総合的な効果により、学生等の利便性の確保や、景観・デザイン性に配慮しつつ、外部利用者の流入対策を事業者に期待するものです。
4	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					野洲市が整備するグラウンド等の計画について、国や野洲市との協議後の設計変更によるコスト増等の発生を抑えるため、一定の条件の設定(国有地との往来が可能な通用口の位置等)をお願いできますでしょうか。	国有地側の具体的な条件は、国・野洲市との協議によるため、現時点では回答できません。ただし、グラウンドは高専関係者も利用するため、グラウンドの整備位置は、事業用地近傍(「付属資料3 エリアゾーニングのイメージ」参照)とするよう協議しています。
5	業務責任者の配置	11	第1	12	(2)	ア				統括責任者、業務責任者はSPCの社員である必要はありますか？	統括責任者、各業務責任者ともに、事業者または各業務を担う企業が直接雇用する正社員をそれぞれ配置してください。
6	業務責任者の配置	12	第1	12	(2)	ア				統括責任者及び各業務責任者は、特別目的会社に在籍する人物での選任が必須でしょうか。	No.5をご参照ください。
7	非常時、緊急時の対応	17	第1	16	(1)					緊急連絡体制(通常の通信手段が使用できない場合を想定した連絡体制)とはどのような手段を想定されておりますでしょうか。	非常時・緊急時に適切な対応を取れる方法をご提案ください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
8	省エネルギー・省資源	20	第2	1	(1)	ア	(エ)			実習工場と実験室棟はZEB対象外と考えて宜しいでしょうか？	実習工場および実験室棟は、ZEB化を求めていますませんが、省エネルギーおよび省資源に配慮した提案としてください。
9	省エネルギー・省資源	20	第2	1	(1)	イ	(エ)			校舎棟、食堂・売店、図書・交流拠点施設についてもZEB Readyの取得は努力目標としていただけませんか？	原文のとおりとします。なお、機器や設備の構成上、基準達成が困難な場合があると想定し、このような記載をしていますが、原則として、BELS認証の取得を求めています。
10	液状化対策	21	第2	1	(1)	ウ	(イ)			液状化発生の有無、あるいは、液状化の程度が判定可能となるよう、粒度試験等の土質試験結果をご提示ください。	造成工事にて事業用地全体を盛土することになるため、土質試験は実施しておりません。
11	移動等の安全性	23	第2	1	(1)	エ	(ウ)			「目的や利用状況等に応じた移動空間および運送設備」の確保について、どのような設備を想定しているのでしょうか。	具体的な設備は事業者提案によりますが、例えば校舎棟等のエレベーター、実習工場内の機械工場に設置する天井走行クレーンなどを想定しています。
12	事業用地の概況	25	第2	1	(2)	ア				「造成に関しては、事業者提案の内容を踏まえ、必要に応じて調整を行うこととする。」とありますが、この調整はどういった内容を調整する想定でしょうか。また造成工事の計画の調整を想定している場合、調整によって生じる追加の造成工事等は貴法人の負担という認識でよろしいでしょうか。	事業者の配置提案によっては、造成の一部が干渉するなど、「付属資料6 造成工事設計図」の変更が必要となる場合がありますので、造成工事開始前に調整を行うことを想定した記載です。例えば、「付属資料6 造成工事設計図」に示す排水計画などを建物配置に合わせて変更することを想定しています。
13	周辺道路状況	26	第2	1	(2)	イ	(ア)			本事業の整備範囲外である歩道の新設に伴う本事業の計画・設計の変更による工事費の増加等の負担は貴法人の負担という認識でよろしいでしょうか。	発注者の請求により要求水準書を変更することとなった場合には、事業契約書（案）第18条に基づいて対応することになります。
14	周辺道路状況	26	第2	1	(2)	イ	(ア)			本事業の整備範囲外である国有地へのアクセス通路の整備に伴う本事業の計画・設計の変更による工事費の増加等の負担は貴法人の負担という認識でよろしいでしょうか。	No.13をご参照ください。
15	周辺道路状況	26	第2	1	(2)	イ	(ア)			国有地へのアクセス通路と事業用地について、通用口等による互いの接続の有無及びその位置、また境界部分の工事分担について、一定の条件の設定をお願いできますでしょうか。	アクセス通路と事業用地の互いの接続性については、要求水準書「第2 2(6)イ(イ)」に記載のとおり、校内通路から緊急車両等が接続できる計画としてください。なお、歩行者等が通行することも想定されるので、ユニバーサルデザインに配慮した計画としてください。接続箇所は、事業者の配置計画によります。境界部分の工事分担については、アクセス通路の整備を除き、事業者にて実施してください。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
16	ガス	26	第2	1	(2)	イ	(エ)			「事業者提案の状況を踏まえて、必要に応じて整備内容を調整する可能性がある」とありますが、提案内容によって付属資料7のインフラ整備状況から変更する場合、そのインフラの変更は貴法人の対応という理解でよろしいでしょうか。	都市ガスの使用を前提に、ガス管の敷設および引込位置を設定していますが、都市ガスを使用しないなど、事業者提案の内容により、ガス管の敷設距離の短縮などの可能性があることから、このように記載しています。提案の状況を踏まえて敷設距離を延長することは考えていません。なお、変更に伴う対応は県において行います。
17	アプローチ動線	29	第2	2	(1)	イ				野洲駅からの通学路は野洲市が新たに整備する予定であると記載されていますが、通学バスの運行は予定されていますでしょうか。	現時点ではバスの路線設定の予定はありません。
18	(電気設備) 全般的事項	33	第2	2	(4)	ア	(ア)			「維持管理業務での使用量が分かる電力量計を必要箇所に設置すること」とあります。この必要箇所とは、①各施設毎②食堂・売店③学生寮各居室 と考えてよろしいですか。	要求水準書「第2 2(4)ア(イ)s」に記載のとおりです。
19	静止形電源設備	35	第2	2	(4)	ア	(イ)		d	「非常照明・受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設けること」とあり、一方「非常照明に関しては…電池内蔵式としても構わない」とあります。非常照明を電池内蔵式とし、受変電設備を手動操作式とした場合は直流電源装置を設置しなくてよいと考えてよろしいですか。	非常照明については、ご理解のとおりです。ただし、要求水準書「第2 2(4)ア(イ)d」に記載のとおり、費用対効果、メンテナンス等を考慮したうえで、施設規模に応じた適切な設備としてください。受変電設備は、要求水準書に記載のとおり直流電源装置を設置してください。
20	静止形電源設備	35	第2	2	(4)	ア	(イ)		d	「中央監視設備、コンピューター等の停電時保障用に無停電電源装置を設けること」とあります。ここにあるコンピューター等とは、PFI対象で整備する各設備に含まれ、必要と思われるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
21	防犯管理設備	36	第2	2	(4)	ア	(イ)		m	「機械警備については、「付属資料5 諸室リスト」に記載の室を対象に…」とありますが、諸室リストに機械警備についての項目がありません。対象となる室をご教示下さい。	要求水準書から該当箇所を削除します。
22	入退場管理設備	37	第2	2	(4)	ア	(イ)		n	学生寮の全出入口に入退場管理設備を設置とありますが、外部との出入り口のみと考えてよろしいでしょうか？	「付属資料5 諸室リスト 機械設備 セキュリティ 入退館管理設備」をご確認ください。
23	入退場管理設備	37	第2	2	(4)	ア	(イ)		n	「主要な部分については、カードキーなど、入退場を管理できる施錠方法とすること」とありますが、要求水準書(案)に関する質問No.99の回答の通り、法人・学生および教職員が利用するカードキーの調達および再調達は事業外であり、法人が管理・運用する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
24	自動火災報知設備	37	第2	2	(4)	ア	(イ)		0	「校舎棟警備室に受信機及び総合監視盤を設置し…」とありますが、各施設の火災一括警報を受信機に表示すれば省略してもよろしいですか。	自動火災報知設備については、関係法令に基づき、関係機関との協議のうえ、適切な設備を提案ください。 校舎棟警備室および校舎棟事務室、学生寮管理室において、どの施設で火災が発生しているか確認できる設備としてください。
25	中央監視設備	37	第2	2	(4)	ア	(イ)		q	「インターネット等を経由して、関係者が外部のパソコン等で警報監視をできる計画とすること」と記載がありますが、警報監視とは何を監視することを指しておりますでしょうか。また、この関係者とは誰を想定していますでしょうか。運用方法についてもなるべく具体にご教示ください。	No.26をご参照ください。
26	中央監視設備	37	第2	2	(4)	ア	(イ)		q	「インターネット等を経由して、関係者が外部のパソコン等で警報監視をできる計画とすること」と記載がありますが、情報管理上のリスクが発生することや、本システム計画について対応可能なメーカーが限定されることから、本記載項目は削除頂けませんでしょうか。	要求水準書から該当箇所を削除します。
27	排煙設備	39	第2	2	(4)	イ	(イ)		d	排煙設備にて自然排煙を原則としますが、用途が学校の為、排煙設備は必要でしょうか？	排煙設備については、関係法令に基づき、関係機関と協議のうえ、適切な設備をご提案ください。
28	排水設備	39	第2	2	(4)	ウ	(イ)		b	「実験排水など特殊な処理を要するものは公共下水道へは排水せず、ポリタンクなどの容器に保管の上、別途、廃棄処理を行う予定」とありますが、当該廃棄処理は法人が行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	教室エリア	41	第2	2	(5)	ア	(ア)	①		普通教室の要求水準欄に記載の可動間仕切りは遮音性能は必要でしょうか？その他室も同様（天井内の遮音壁の設置の有無）	隣接する室で同時に授業等を実施するため、授業等に支障を来さない程度の遮音性能を求めます。天井内の遮音壁の設置は事業者からの提案に委ねます。なお、普通教室の可動式間仕切り壁は、学年やコースごとの在籍学生数の変動に対応するためのものであり、年度途中における学生数の増減を除き、年度途中での移動は想定していません。
30	実習工場	52	第2	2	(5)	ア	(イ)			溶接工場の要求水準に「溶接作業場所の上部には、排煙用ダクトを備えること」とありますが、「付属資料4 什器・備品リスト」にある可搬式集塵機(5台)で溶接ヒュームの処理ができるので、排煙用ダクトは不要と考えてよろしいですか。	排煙用ダクトは必要です。 なお、排煙用ダクトと一体的に機能する据付け式集塵機を想定しておりましたが、「付属資料4 什器・備品リスト」の参考メーカーおよび型番が可搬式の集塵機となっておりましたので、参考メーカーおよび型番を削除します。また、要求水準書「第2 2(5)ア(イ)」の「器具庫」の要求水準に記載のとおり、集塵機は器具庫に設置することを求めていますので、「付属資料4 什器・備品リスト」を修正します。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
31	学生寮	61	第2	2	(5)	ウ	(イ)			寮監室は誰が利用されますか？常駐になりますでしょうか？	①教員や警備員、事務職員等、寮に滞在する大人の利用を想定しています。 ②長期休業期間において、閉寮となる期間中は、夜間において火災以外の機械警備の実施後は常駐ではない予定ですが、それ以外の期間は原則として常駐を想定しています。
32	校内通路	67	第2	2	(6)	イ	(イ)			「校内通路からアクセス通路へと緊急車両などが接続できる計画とすること。」とありますが、その接続方法及び仕様について貴法人の想定があれば、ご提示いただけないでしょうか。	No.15 をご参照ください。
33	建設工事	73	第2	3	(4)	ア	(ア)			「工事の実施に伴う給水、下水道負担金等も含めて対応すること」とありますが、負担金も工事費に含める必要があるのでしょうか。「付属資料7 インフラ整備状況」によりますと、給水・下水管の敷設は県の工事とあります。負担金を含める必要があれば、金額のご提示をお願いします。	工事の実施に伴う一時的な給水に係る加入金や手数料も工事費に含めてください。金額については、野洲市水道事業給水条例をご参照ください。なお、下水道の受益者負担金については、野洲市の規程により発生しない見込みです。
34	(備品調達業務) 要求事項	78	第2	3	(6)	イ				工事中の搬入、設置に関する記載がございしますが、開校準備期間中(引き渡し後)に工事担当者が備品の設置等に従事することは可能でしょうか。	設計・建設期間は「令和9年(2027年)12月末日」までとしており、備品調達業務についても、当該期間中に完了し引渡していただくこととなります。
35	業務範囲	81	第4	1	(2)					大学法人が行う清掃業務の範囲を教えてください	「付属資料10 清掃区分」のとおりです。
36	業務提供時間帯	82	第4	1	(3)	イ				要求水準に対する質問への回答No.144にて、「運営時間については、図書・交流拠点施設や食堂などの一部例外がありますが、現時点では8:30~18:00程度を想定しています。ただし、現時点では未定のため、詳細は本事業の契約締結後に協議により決定」とあります。協議の結果、上記記載の時間帯より運営時間が延長される場合には、延長に伴う事業増加費用について、事業者による増加費用の発生防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、増加費用を法人が負担するという理解でよろしいでしょうか。	運営時間と業務提供時間が一致することを求めているため、運営時間の変更が直接的に維持管理経費の増加に影響するとは考えていません。なお、業務提供時間が変更となったことに伴い費用の増減が発生した場合には、事業契約書(案)第18条および第19条により協議を行います。
37	(修繕・更新業務) 業務内容	86	第4	2	(2)	イ				維持管理の修繕更新業務については事業費の中に入っていますか	「修繕・更新業務に係る費用」は、予定価格(事業費)に含みます。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字			
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
38	(清掃業務) 業務内容	87	第4	2	(3)	イ				①	学生寮から排出されるゴミも事業系一般廃棄物として法人が処理するという理解でよろしいでしょうか。	学生寮から排出されるごみのうち、寮生の生活に伴い生じるごみは家庭系ごみであり、野洲市で回収可能な家庭ごみに限りステーション方式によるごみ回収を行います。一方、学生寮の管理運営に伴いごみが発生する場合は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物として法人による処理となります。なお、ごみ集積所の設置に当たっては、野洲市との協議が必要となります。
39	(清掃業務) 業務内容	87	第4	2	(3)	イ				③	法人にて契約する食堂・売店から排出される事業系一般廃棄物の回収、分別・計量等は、事業者の業務範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	(清掃業務) 業務内容	88	第4	2	(3)	イ					「※1 学生や職員等が清掃を行う箇所。原則として、各室内を指す。」とありますが、学生や職員等が清掃を行う箇所とは、「付属資料10 清掃区分」の法人が行う箇所という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	廃棄物の回収・ 処理	89	第4	2	(3)	エ	(イ)				回収した廃棄物の分別が徹底されているか、確認すること。と記載されていますが、事業者の業務範囲でない共用部以外（教室等）から回収・集積された廃棄物に対しては、分別の責任は貴法人という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	(植栽管理業務) 業務内容	91	第4	2	(5)	イ					剪定枝の処分については事業系一般廃棄物としてP87、(3)清掃業務、イ業務内容、③廃棄物の回収、処理に基づき収集業者の管理は法人にて行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	(植栽管理業務) 要求事項	92	第4	2	(5)	エ					剪定枝処理については事業系一般廃棄物に該当することから処理にかかる費用は法人負担という理解でよろしいでしょうか。	No.42 をご参照ください。
44	常駐警備	93	第4	2	(6)	エ	(ウ)			①	現状予定価格に収めることが厳しいため、夜間・休日については、常駐警備ではなく監視カメラや警備システムといった機械警備のみの提案もお認めいただけませんか。	学生が居住する施設を含むことから、夜間の常駐が必須と考えているため、不可とします。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
45	常駐警備	93	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①		「長期休業期間において、閉寮となる期間中は、夜間において火災以外の機械警備の実施後は常駐警備を要しない。」とございます。閉寮期間中の常駐警備の配置時間、配置ポスト、配置場所については、要求水準書（案）に関する質問No.163で「①要求水準書（案）「第4 1（3）ア」に記載の夏季休業、冬季休業、春季休業の期間中は閉寮となる予定です。なお、詳細については未定です。②以下のとおり想定しています。勤務日：午後5時00分～午後10時00分 1ポスト 校舎棟警備室休日：午前9時00分～午後6時00分 1ポスト 校舎棟警備室」とご回答いただいております。こちらは、質問回答後から想定に変更はございませんでしょうか。	詳細は未定のままですが、現時点の想定としては変更ありません。
46	常駐警備	93	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①		閉寮期間は、長期休業期間（夏季、冬季、春季休業）と全く同じでしょうか。閉寮期間は警備の仕様が異なるため、想定の日数を具体的にお示し頂けますでしょうか。	現時点では具体的にお示しすることが困難です。長期休業期間と同様である想定で検討してください。
47	保険									保険に関する記述を削除されたのは何故でしょうか。	事業者等が付保する保険については、事業契約書（案）別紙3に詳細を記載しましたので、要求水準書からは削除しました。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字			
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
1	付属資料3	エリアゾーニングのイメージ										<p>国有地側はグラウンドの配置が示されていますが、後々変更になる可能性がありますでしょうか。また設計計画やパース作成に活用するため、グラウンド以外の配置計画も想定がありましたらお示してください。</p>	<p>前段について、国有地側の具体的な条件は、国・野洲市との協議によるため、グラウンド位置の変更可能性について、現時点では回答できません。ただし、グラウンドは高専関係者も利用するため、グラウンドの整備位置は、事業用地近傍（「付属資料3 エリアゾーニングのイメージ」参照）とするよう協議しています。</p> <p>後段について、現時点で、国有地におけるグラウンド以外の配置計画はお示しできませんが、整備の検討状況は、以下、野洲市ホームページをご確認ください。 https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/kasenbousai/kawamachi/index.html</p>
2	付属資料4	什器・備品リスト										<p>普通教室は2室間の壁を可動式間仕切壁と要求水準書がありますが、什器リストには教壇とあります。可変的なフレキシビリティと教室の機能性を考慮し、教壇は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>教室の機能性確保のため、教壇は設置してください。なお、普通教室の可動式間仕切り壁による移動は、学年やコースごとの在籍学生数の変動に対応するためのものであり、年度途中における学生数の増減を除き、年度途中での移動は想定していません。</p>
3	付属資料4	什器・備品リスト	1									<p>(普通教室1年生)No.12・(普通教室2年生)No.25の書画カメラがPFI対象となっていますが、(多目的室)No.33・(デザイン室)No.48の書画カメラは法人調達となっています。多目的室・デザイン室と同様に、普通教室の書画カメラも法人調達であるべきと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>原文のとおりとします。なお、多目的室・デザイン室の書画カメラについては、供用開始までに必要性について検討する必要があるため、法人調達としています。</p>
4	付属資料4	什器・備品リスト	2									<p>校長室備品が他の管理エリアと異なりPFI調達となっている理由をお聞かせください。</p>	<p>校長室は、執務機能だけでなく応接機能を有する室であることから、デザイン性や機能性などの点において、事業者の提案を期待したいためです。</p>
5	付属資料4	什器・備品リスト	4									<p>教員室と放送室にてワイヤレスマイクの調達先が異なる理由をお聞かせください。</p>	<p>教員室のワイヤレスマイクは、グラウンド等で利用する可搬型アンプ用です。この可搬型アンプを法人調達としているため、これに付随するワイヤレスマイクも法人調達としています。</p>
6	付属資料4	什器・備品リスト	5									<p>エアコン調達が法人であることから機器の設置工事も法人にて手配するという理解でよろしいでしょうか。また設置工事に起因する瑕疵は法人にて対応頂けるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段についてはご理解のとおりです。また、法人の行う調達については法人が費用負担を行います。</p>

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字			
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
7	付属資料4	什器・備品リスト	5									実施方針等に対する質問・意見への回答No.121にて、図書・交流拠点の「運営を外部委託するかどうかも含め未定です。開校までに判断する予定」とあります。開架閲覧室のNo.11セキュリティゲートはPFI対象となっておりますが、法人もしくは外部の運営事業者が提案する運営方法に合った機器の選定を行うことが合理的だと考えます。ICタグでの書籍管理方法の変更など運用内容の変化に伴い本機器の仕様変更が生じる可能性がある場合も考慮し、運営者による管理がしやすいよう、法人調達および法人による管理が妥当と考えますが、いかがでしょうか。	原文のとおりとします。なお、施設の設計を考慮して参考メーカーをお示ししています。
8	付属資料4	什器・備品リスト										参考メーカー、品番等の記載がある什器備品については同等製品を揃えることでも構わないでしょうか。	構いません。
9	付属資料5	諸室リスト	4～6									单相100V・单相200V・三相200Vのコンセントを設置となっておりますが、「参考資料1 設置機器リスト」に記載の各室について、单相200V・三相200Vのコンセントは設置予定機器用以外に設置が必要でしょうか。必要な場合、容量・箇所数等どの程度を想定されているかご教示下さい。	設置機器リストに記載の電源設備以外にも、室の形状・機能・面積・使い方に応じて、一般的に必要とされるコンセントを事業者にて適切にお見込みください。
10	付属資料5	諸室リスト	4～6									同じく、「参考資料1 設置機器リスト」に記載されていない各室(多目的ラボ、体育室、ステージ等)に設置の单相200V・三相200Vのコンセントについて、容量・箇所数等どの程度を想定されているかご教示下さい。	No.9をご参照ください。
11	付属資料5	諸室リスト	5									実験室棟 衛生環境実験室・多目的ラボの「その他備考」欄に「※1 ドラフトチャンバー用の開口が必要」との記載がありますが、具体的な対応として、外壁に給排気ダクト用の開口を用意しておく事によろしいですか。	ご理解のとおりです。給排気ダクト用の開口を確保するなど、将来的なドラフトチャンバーの設置を考慮した設計としてください。
12	付属資料10	清掃区分										付属資料4の什器・備品リスト No.169～173に「一般科 目用非常勤講師室」がありますが、清掃区分には記載がございません。清掃区分のうち日常清掃は法人、定期清掃は事業者でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「付属資料10 清掃区分」を修正します。
13	付属資料10	清掃区分										「清掃員控室」がの日常清掃が法人の区分となっておりますが、事業者の区分でしょうか。	使用者にて清掃を行うという趣旨で区分を法人と整理していましたが、清掃が必要な場合は事業者において行うこともあるため、「付属資料10 清掃区分」を修正します。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字			
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
14	参考資料1	設置機器リスト	1									「1台あたりの重量」欄が空白の機器がありますが、重量又は耐荷重等の情報をご教示願います。	「参考資料1 設置機器リスト」の備考欄で「仕様は製品による。」としているものを除き、追記します。ただし、同リスト記載の設置機器は、現時点での想定であるため、重量等の情報についても参考値であることにご留意ください。
15	参考資料1	設置機器リスト	1									各室の機器への電源供給について、単相100V・単相200V・三相200Vと電源種別の記載はありますが、電気容量が不明です。参考容量をお教え下さい。又、単独接地の必要な機器がありましたら併せてお教え下さい。	記載可能なものについては「参考資料1 設置機器リスト」に追記しますが、それ以外のものについては事業者にて適切にお見込みください。
16	参考資料1	設置機器リスト	1									実習工場・創作工場の備考欄に「設置機器は未定」、実験室棟・機械力学実験室には「設置する実習機器は今後検討」とあります。今回は電源・給排水等のユーティリティの供給は見込まない事よろしいですか。	室の形状・機能・面積・使い方に応じて、「付属資料5 諸室リスト」に記載の電源・給排水などの設備を見込んでください。
17	参考資料1	設置機器リスト	1									実習工場・溶接工場の備考欄に溶接機(電気)「シールドガスが必要」、中型溶接遮断器(ガス)「酸素とアセチレンガスの使用を想定」とありますが、設置機器リスト・諸室リスト等に特殊ガスの記載がありません。今回のPFI対象外の備品として用意されると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。シールドガスや酸素、アセチレンガスなどの特殊ガスは、溶接機器と併せて別途、法人で調達することを想定しています。ただし、ガス配管に考慮した設計としてください。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	章	条	項	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①			a
1	目次	ii ～ v									第4節建設業務以降の目次のページ数に不備があるためご修正いただけますでしょうか。	修正します。
2	用語の定義	3	第1	2条	1項	(33)					新型コロナに類する感染症拡大により事業を中断せざるを得ない場合は不可抗力に該当するでしょうか。	感染症の拡大が不可抗力に該当するかは個別の事象により判断します。
3	協議会	5	第1	7条	2項						「協議会の構成および運営の規則は、発注者と事業者が協議して定める。ただし、協議会の運営に係る事務事業者が実施する。」とありますが、「事務事業者」の想定を教えてください。	「協議会の運営に係る事務事業者が実施する」は「協議会の運営に係る事務は事業者が実施する」に修正します。
4	協議会	5	第1	7条	2項						第7条2項の「協議会の運営に係る事務事業者」は、発注者から選出されるという認識でよろしいでしょうか。その場合どのような事業者を想定されているかご教示ください。	No.3をご参照ください。
5	解釈	5	第1	8条	2項						入札説明書(1ページ)[1 入札説明書の位置づけ]にて、「なお、「実施方針等に関する質問および意見への回答」で示す解釈については、事業契約書(案)に示す契約図書の解釈・適用の参考のため、入札説明書の参考資料として扱う」と記載がありますので、事業契約書(案)第8条2項にもその旨および解釈の優先順位について記載頂けますでしょうか。	「実施方針等に関する質問および意見への回答」で示す解釈については、事業契約書（案）に示す契約図書の解釈・適用の参考のため、入札説明書の参考資料として扱っており、事業契約書（案）の条文への追記は行いません。
6	契約の保証	6	第1	10条	2項						保証の金額について、「サービス購入料A相当額からSPCの設立に係る費用を控除した金額の100分の10に相当する金額」は様式5-11 施設整備業務に係る費用の合計額からその他費用（F）のうちSPCの設立に係る費用を控除した金額の100分の10と同義として試算することで宜しいでしょうか。	契約の保証の金額については、サービス購入料A相当額からSPCの設立に係る費用を控除した金額の100分の10に相当する金額で、消費税及び地方消費税を含みます。なお、「様式5-10 その他費用（F）」欄の金額は消費税及び地方消費税を含まないことに留意してください。
7	契約の保証	6	第1	10条	2項						保証の金額について、「サービス購入料A相当額からSPCの設立に係る費用を控除した金額の100分の10に相当する金額」に消費税および地方消費税は含まれますでしょうか。	契約の保証の金額には、消費税及び地方消費税を含みません。
8	権利義務の処分等	6	第1	11条	1項	(1)					本事業に係る資金を13条により資金調達する際、契約上の権利を譲渡、担保に供する場合は、原則、承諾頂けるという理解でよろしいでしょうか。	どのような条件で譲渡、担保に供するのか事業者から具体的に提示を受けた上で判断します。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答		
		頁	章	条	項	(数)	カナ	(カ)	数			英字	
		1	第1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①			a	
9	資金調達	7	第1	13条								「事業者は、その責任および費用負担において、本業務の実施に必要な資金調達を行うものとする。」とありますが、通常の滋賀県立大学発注工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、建設業務に係る費用の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 前払金を支出することによって事業者の資金調達負担の縮減が可能となることから、地元企業の参入障壁が緩和され、ひいては地元企業の参入促進に繋がり、応募者の増加による競争入札の効果から事業のVFMの向上にも繋がるものと思われます。	原文のとおりとします。
10	許認可等の手続	8	第1	14条	5項							第14条5項に「発注者は、自らの許認可の申請または届出の遅延により事業者の本事業の実施について増加費用または損害が発生した場合には、当該増加費用および損害を負担する。」との記載がございますが、貴法人にご負担いただく費用については、合理的に発生するSPC経費その他金融関連費用等も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	発注者自らの許認可の申請または届出の遅延に起因したものであれば法人の負担の対象となります。
11	条件変更等	9	第2	17条	2項							第17条2項に「発注者は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を事業者へ通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。」との記載がございますが、変更に伴うコストの増加については貴法人にご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	第18条3項に規定されているとおり、発注者は必要があると認めるときはサービス購入料を変更し、事業者へ通知することができます。なお、この場合において、事業者へ増加費用または損害が発生したときは、発注者は必要な費用を負担します。ただし、事業者が増加費用または損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りではありません。
12	発注者の請求による要求水準書の変更	9	第2	18条								第18条に発注者の請求による要求水準書の変更に関する記載がございますが、発注者との協議は、事業者による通知は14日以内、協議は事業者による通知後14日以内に実施する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	事業者は、第18条第1項または第17条第2項の通知を受けたときは、通知受領後14日以内に、①第2項各号の内容を発注者に通知し、かつ②発注者との協議を開始する必要があります。
13	発注者の請求による要求水準書の変更	9	第2	18条	3項							第18条3項に「事業者へ増加費用または損害が発生したときは、発注者は必要な費用を負担しなければならない。」との記載がございますが、貴法人にご負担いただく費用については、合理的に発生するSPC経費その他金融関連費用等も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	質問のSPC経費や金融関連費用の増加分については、具体的な内容により判断します。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答			
		頁	章	条	項	(数)	カナ	(カ)	数			英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①			a		
14	施設整備業務の遅延	11	第3	23条	1項	(1)							第23条1項1号に「発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しもしくは供用開始が遅延した場合、または増加費用および損害が発生した場合には、発注者は、事業者と協議の上、引渡予定日および供用開始日を合理的な期間だけ延期し、または当該増加費用および損害を負担する。」との記載がございますが、貴法人にご負担いただく費用については、合理的に発生するSPC経費その他金融関連費用等も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	No.13をご参照ください。
15	本件工事に伴う近隣対策	16	第3	36条									第36条に本件工事に伴う近隣対策の記載がございますが、近隣地区住民等からの要望で既に明らかになっているものがあればお教えいただけませんか。	近隣からは、周辺交通への影響や景観、環境との調和、また、騒音・振動、風害、日照、光害およびプライバシーへの配慮が求められています。加えて、工事中の安全対策や工事内容、スケジュール、時間帯の事前説明などの対応を求められています。それらの点を踏まえ、要求水準書において施設の基本性能、施設計画、建設業務中の近隣対応に記載の対応を求めています。
16	本件工事に伴う近隣対策	17	第3	36条									第36条5項に「事業者は、近隣対策の結果、事業者が発生した増加費用および損害を負担する。」との記載がございますが、事業者の事由に帰さない場合は、貴法人の負担になるという理解でよろしいでしょうか。	発注者が負担する増加費用および損害は第36条6項をご参照ください。発注者は第36条6項に基づく増加費用および損害以外の負担はしません。
17	備品調達業務の実施	19	第3	41条									備品リースの場合、維持管理期間中も事業者にて契約し、事業完了後備品を法人へ引き渡すという形でよかったですでしょうか？	事業者がリースにより調達した備品については、事業者がリース契約により借り受けた上で、発注者に設置・引渡しを行い、維持管理期間の満了時に、発注者が求めるものについて、発注者に無償で譲渡するものとします。
18	工事の中止	20	第3	43条	5項								第43条5項に「発注者は、～本件工事の施工の一時中止または引渡予定日もしくは供用開始日の変更に伴う増加費用もしくは事業者の損害を負担するものとする。」との記載がございますが貴法人にご負担いただく費用については、合理的に発生するSPC経費その他金融関連費用等も含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	No.13をご参照ください。
19	本施設の引渡し前の契約解除	36	第7	84条	1項								出来形部分には、貴法人の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	「本施設の出来高」なので、確認を受けた設計図書は出来高に含まれますが、その他は含みません。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答			
		頁	章	条	項	(数)	カナ	(カ)	数			英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①			a		
20	本施設の引渡し前の契約解除	36	第7	84条	1項								第84条1項に「発注者は、本施設の引渡し前にこの契約が解除された場合で、本施設の出来形部分が存在するときは、検査の上、検査に合格した出来高に相当する金額の買受代金を支払い、その所有権を取得する。」との記載がございますが、出来高には貴法人の確認を受けた設計図書や、SPC経費その他金融費用等の合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。☒	No.19 をご参照ください。
21	本施設の引渡し後の契約解除	36	第7	85条	2項								第85条2項に「前項に加え、発注者は、当該解除時点までに履行された開校準備業務および維持管理業務のうち、対応するサービス購入料が支払われていない期間のサービス購入料を事業者に対して支払う。」との記載がございますが、維持管理業務のサービス購入料とはサービス購入料Cに該当し、SPCの運営に係る費用やその他必要な経費等も含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	損害賠償、違約金等	37	第7	86条	1項	(1)							違約金について、「サービス購入料A相当額からSPCの設立に係る費用を控除した金額の100分の10に相当する金額」に消費税及び地方消費税は含まれますでしょうか。	含まれます。
23	損害賠償、違約金等	37	第7	86条	1項	(2)							違約金について、「当該解除が生じた年度のサービス購入料C（開校準備期間中に解除された場合は、次年度のサービス購入料Cとする。）の100分の10に相当する額」に消費税及び地方消費税は含まれますでしょうか。	含まれます。
24	サービス購入料の構成	44	別紙		1								維持管理の対価のうちサービス購入料C-1の構成内容で、「修繕・更新業務に係る費用（計画外修繕）」の費用は、入札予定価格に含む費用でしょうか。	「修繕・更新業務に係る費用（計画外修繕）」の費用は、予定価格に含んでいます。
25	サービス購入料の構成	44	別紙		1								維持管理の対価のうちサービス購入料C-2の構成内容で、「修繕・更新業務に係る費用（計画修繕）」の費用は、入札予定価格に含む費用でしょうか。	「修繕・更新業務に係る費用（計画修繕）」の費用は、予定価格に含んでいます。
26	サービス購入料C（維持管理の対価）	44	別紙		2	(3)							サービス購入料C-1の支払方法について、合計額を各回均等とした結果、端数が生じた場合、該端数は初回または最終回のいずれかで調整すれば宜しいでしょうか。	最終回で調整してください。
27	サービス購入料C（維持管理の対価）	44	別紙		2	(3)							サービス購入料C-2の支払方法について、四半期毎に業務実施内容に応じた額を支払っていただけののでしょうか。または、年間の業務実施内容に応じた額を四半期毎に平準化して支払われるのでしょうか。	サービス購入料C-2については、四半期毎に業務実施内容に応じた支払額を支払います。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答			
		頁	章	条	項	(数)	カナ	(か)	数			英字		
		1	第1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①			a		
28	サービス購入料 A-2	45		別紙 1		3	(1)	イ					「発注者は、建設業務、工事監理業務に係る費用について、建設期間中に2回にわたり、下表のとおり支払う。具体的には、事業者は、発注者による出来形の確認を受けた後、当該出来形部分に係る請求書を発注者に提出する。発注者は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該対価を支払う。」とありますが、通常の滋賀県立大学発注工事と同様に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、建設業務に係る費用の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 前払金を支出することによって事業者の資金調達負担の縮減が可能となることから、地元企業の参入障壁が緩和され、ひいては地元企業の参入促進に繋がり、応募者の増加による競争入札の効果から事業のVFMの向上にも繋がるものと思われま。	原文のとおりとします。
29	サービス購入料 C-2	46		別紙 1		3	(3)	イ					「当該業務計画書に記載の内容が、入札時の提案内容から変更となる場合、…発注者の承諾を得るものとする。ただし、各修繕項目の金額の上限は提案時の金額を上限とする。」と記載されています。 柔軟な修繕対応のため、事業期間を通じた修繕費の総合計の計画値を超えなければ、年度や項目間の金額変更は可能という理解でよろしいでしょうか？	各修繕項目の金額の上限は提案時の金額を上限とします。
30	サービス購入料 Aの改定	47		別紙 1		4	(1)						サービス購入料A-3は、物価変動に基づく改定を行わない。と記載されていますが、その理由・考え方を示してください。A-1と金額規模は遜色なく、昨今備品の物価上昇も発生しているため、A-3にも改定の指標を取り入れて頂く、もしくは備品調達費はA-2に含めて頂くことはできませんでしょうか。	原文のとおりとします。
31	改定の計算方法	47		別紙 1		4	(1)	ア	(イ)				公募開始から事業契約まで約9ヶ月経過するため、サービス購入料Aの改定について、Index _r の起算日を事業契約結の月ではなく、入札公告の月に変更頂けないでしょうか。そのような案件事例も多数見られます。	契約時点までの物価変動については、織り込んだ額で予定価格を設定していますので、原文のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答		
		頁	章	条	項	(数)	カナ	(か)	数			英字	
		1	第1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①			a	
32	減額ポイントの 軽減措置による インセンティブ の付与	65	別紙 2		7	(3)	エ					インセンティブの付与がされた場合、そのポイントは減額ポイントの軽減措置に使用されるまで繰越できるものと理解してよろしいでしょうか。	「減額ポイントの軽減措置によるインセンティブの付与」とは、減額ポイントが計上された際に、その減額ポイントに対して軽減措置を講じることで、より良い業務運営を促すものであり、軽減措置そのものはポイントではないため、繰越すことはありません。軽減措置については、減額ポイント計上後、当該ポイントが消滅するまでの間、軽減措置の対象となる功績等があった際に、当該功績等となる行為を行った四半期末の事業者からの申請に基づき、認定を行うことを予定しています。また、減額ポイントの計上および軽減措置は、いずれも事業契約書（案）別紙1に示すサービス購入料の構成のうち、中項目（サービス購入料B-1、サービス購入料C-1、サービス購入料C-2）ごとに行うことを予定しています。
33	減額ポイントの 軽減措置による インセンティブ の付与	65	別紙 2		7	(3)	エ					減額ポイントの軽減措置によるインセンティブの付与において「本施設の良い運営に寄与した場合」とは具体的にどのような場合を想定されているかご教示ください。	減額ポイントの軽減措置によるインセンティブの付与は「要求水準書等に定める範囲を超える貢献により、本施設の良い運営に寄与した場合」であり、個別具体的な状況に応じて判断します。

■様式集に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答		
			頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字				
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a				
1	様式集 (Word)	提出書類の作成・提出に関する留意事項	4	第1	1								代表企業、構成企業および協力企業の企業名および企業名を類推できる内容（ロゴマーク等）は記載しないこと、との記載がございますが、応募グループに属さない企業を提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	応募グループに属さない企業を提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記することも可能です。

■入札説明書に関する意見

No	タイトル	該当箇所							意見	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
1	募集および選定に係る想定スケジュール	11		4	(1)					「落札者決定および公表」から「事業契約の締結」までの期間について、基本協定書締結やSPC設立業務に時間を要するため、最低でも1ヶ月半程度は頂きたいので、ご検討をお願いします。	原文のとおりとします。なお、現時点では事業契約締結は令和6年9月末を想定しており、基本協定書締結やSPC設立業務に要する時間を少なくとも2ヶ月程度確保しています。

■要求水準書に関する意見

No	タイトル	該当箇所							意見	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
1	備品台帳の整備	83	第4	2	(1)	ウ				<p>備品の維持管理(備品台帳の整備)および、P86(2)修繕・更新業務の対象は、PFI調達の備品はPFI事業者による管理対象となっておりますが、法人・学生・職員や運営者が主体的に使用する備品については、法人による管理・修繕が妥当かつ合理的と考えます。</p> <p>付属資料10 清掃区分のうち日常清掃も上記同様の考え方で法人・学生・職員が主に利用する諸室については法人による業務区分と整理頂いておりますので、備品についても本日常清掃の区分と同様に官民業務区分といたく存じます。</p> <p>(本提案区分のうち、要求水準書P86 修繕更新業務 イ業務内容「※法人で別途調達する備品に係る修繕・更新は法人が実施する」の記載の通り、法人調達・購入したものは法人で管理とする必要があると考えます)</p> <p>本考え方にに基づき、 ①付属資料10_清掃区分のうち、日常清掃の区分に基づき整理 ②法人調達・購入したものは法人で管理 として、別添[要求水準書 付属資料4 什器・備品リスト【修正案】]を提出しますので、本内容にて確認・協議をさせて頂ければと思いますがいかがでしょうか。</p>	原文のとおりとします。

■要求水準書（別紙等）に関する意見

No	資料名	タイトル	該当箇所								意見	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	付属資料4	什器・備品リスト	4								No.5～62の厨房備品はPFI対象となっておりますが、法人が契約する業者が使用することから、使用業者の意見を聴取したうえで法人にて調達して頂けませんでしょうか。	PFIで調達した厨房設備を基に運営いただくことを想定しておりますので、原文のとおりとします。

■基本協定書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	条	項	(数)	カナ	(加)	数	英字		
		1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	事業契約	3	6条	3項						本落札者が独占禁止法等に該当するときは、本事業の落札金額（税込）の20パーセントに相当する金額を貴法人に支払うとありますが、賠償金として過大ですので、基本協定書第7条2項の違約金と同額にして頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
2	事業契約	3	6条	3項						構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、第6条第3項における賠償金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原文のとおりとします。
3	反社会勢力の排除	4	7条	2項						構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、第7条第2項における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原文のとおりとします。
4	事業契約の不調	5	10条	1項						構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、第10条第1項における賠償金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原文のとおりとします。
5	有効期間	5	11条	1項						事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金・賠償金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。

■事業契約書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								質問	回答		
		頁	章	条	項	(数)	カナ	(カ)	数			英字	
		1	第1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①			a	
1	保険の付保	28	第5	63条	2項							別紙【3】第2項に規定する保険について、「事業者は、維持管理業務を維持管理業務に当たる者またはその他の第三者に委託したときは、当該受託者を前項の保険に加入させなければならない」とあり、別紙【3】第2項の保険契約者にも「事業者、開校準備業務または維持管理業務に当たる者と記載がありますが、通常当該保険については第三者委託先までカバーされるため事業者（SPC）が本保険契約当事者であれば実務上問題ないと考えますがいかがでしょうか。 第三者委託先まで個別に本保険への加入が求められる場合、保険付保に係る費用が過大となる懸念があります。 保険契約者については「事業者もしくは維持管理業務を維持管理業務に当たる者」として修正頂けませんでしょうか。	事業者が維持管理業務について、維持管理業務に当たる者またはその他の第三者に委託した場合、維持管理業務に当たる者またはその他の第三者が被保険者になっていれば、保険契約者については、事業者、維持管理業務に当たる者のいずれについても可能とします。また、開校準備業務についても同様とします。
2	法令の変更による費用・損害の扱い	38	第8	88条								実施方針に関する質問No.53にて水道法改正や建築基準法改正等に伴う費用の増加に対し、「法令変更に伴う費用の増加は合理的な範囲で法人が負担する」と回答いただいておりますが、本増加費用は事業契約88条「(1)本事業に直接関係する法令(税制度を除く。)の新設及び変更」に該当しますでしょうか。 該当しない場合、法令変更によって事業者による増加費用の発生防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、発注者が当該増加費用を負担することとして、本条項を修正頂けませんでしょうか。 法令変更に関しては、近年国の契約書でも下記のように合理的な整理がされておりますので、本契約についても同様にご検討をお願いいたします。 <参考>国発注PF事業の事業契約書を抜粋し、記載。 「本契約の締結後において、法令変更により、本事業の実施に関して事業者に合理的な増加費用が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。 一 本事業は国が所有する施設の維持管理もしくは運営に、特別に又典型的に影響を及ぼす法令変更の場合には、国が当該増加費用を負担する。 二 前号に該当せず、国が所有する施設の維持管理若しくは運営に影響を及ぼす法令変更であり、これに伴う事業者による増加費用の発生防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、国が当該増加費用を負担する。 三 前2号に該当しない法令変更の場合には、事業者が当該増加費用を負担する。ただし、本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合には、国及び事業者は当該増加費用の負担について協議する。」	第88条に基づき、本事業に直接関係する法令(税制度を除く。)の新設および変更により、事業者が本業務の実施について合理的な増加費用および損害が発生した場合には、発注者が負担します。なお、法令の変更によって要求水準書を変更する必要がある場合は、第18条および第19条の規定に基づいて、費用が増加する場合は発注者が負担します。

■事業契約書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	章	条	項	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1条	1項	(1)	ア	(ア)	①			a
3	(サービス購入料Cの改定) 物価変動の指標値	50	別紙 1		4	(3)	ア				サービス購入C-1の物価変動指標値について、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)が採用されておりますが、本指数は近年の最低賃金の上昇に追いついておらず、実態と乖離が生じております。 最低賃金の推移に影響を受ける労働集約型の維持管理業務の指数としては、最低賃金の上昇に連動している国土交通省が発行する建築保全業務労務単価が相応しいと考えますので、各業務毎に以下修正についてご検討の程よろしくご願いたします。 【推奨物価指数】 ◇施設等保守管理業務、環境衛生管理業務 建築保全業務労務単価_保全技師・保全技術員等日割基礎単価_保全技術員補 ◇清掃業務、植栽管理業務 建築保全業務労務単価_清掃員日割基礎単価_清掃員C ◇警備業務 建築保全業務労務単価_警備員日割基礎単価_警備員C	原文のとおりとします。